

災害により被災されたら

市では、台風などの災害により被災された方の生活が早く復興できるよう、以下の支援制度を設け相談に応じております。



相 談 内 容	お問い合わせ先
○り災証明の発行 災害により家屋等が被災した方に、り災証明の発行を行っております。り災証明は、災害見舞金の申請や損害保険などの請求に必要となる場合があります。	火災・家屋等の浸水は消防本部予防課 ☎ 974-0363 地震その他の自然災害は市役所総務課防災係 ☎ 973-0606
○災害見舞金制度 うるま市在住の方で、災害により死亡または治療期間が30日以上 の怪我をされた方、家屋の全焼・全壊、半焼・半壊及び床上浸水の被害に遭われた方を対象に災害見舞金を支給しています。	市民生活課 ☎ 973-5487
○資産税の減免等 災害により被害を受けた固定資産（土地・家屋・償却）の減免について相談を行っております。	資産税課 ☎ 973-5394
○市県民税の減免等 災害により被災された方を対象に、市県民税の相談を行っております。	市民税課 ☎ 973-5382
○市税の納税期限猶予等の相談 災害により被災された方を対象に納税相談を行っております。	納税課 ☎ 973-1099
○国民健康保険税の減免等 国民健康保険に加入されている方で、災害により被災された方を対象に国民健康保険税の相談を行っております。	国民健康保険課 ☎ 973-3202
○介護保険料の減免等 介護保険に加入されている方で、災害により被災された方を対象に介護保険料の相談を行っております。	介護長寿課 ☎ 973-3208
○生活保護の相談 災害により被災された方を対象に生活保護の相談を行っております。	生活福祉課 ☎ 973-4982
○建築確認申請手数料の減免等 災害により滅失又は破損した住宅をその災害発生の日から6ヶ月以内に建築又は大規模修繕をする場合、建築確認申請手数料の相談を行っております。	建築指導課 ☎ 965-5601